

豊島区女性専門相談導入の経緯

番号	名称	経緯	所管課(申込先)
1	女性の一般相談	平成4年に女性をとりまく諸問題の解決と男女共同参画社会の実現のため男女平等推進センターを設置するにあたり、相談事業を実施して、女性の地位の向上を図ることとしたため。 なお、DV相談については、その被害者の多くが女性であることから、加害者である男性と遭遇するリスクを避けるため、女性のみ限定している。	男女平等推進センター (エポック10)
2	女性の法律相談		
3	女性のこころ相談		
4	女性のDV相談		
5	女性のための専門相談	平成26年度に日本創成会議により豊島区が特別区で唯一消滅可能性都市(20~39歳の女性の数が、2010年から40年にかけて5割以下に減る自治体)として選定されたことから、女性に優しいまちづくり、産み育てやすい豊島区を目指すため導入された。	健康推進課
6	女性相談	売春防止法に婦人相談員を置く旨の規定があるため。	子育て支援課